

## 平成十年厚生省令第十二号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保

健福祉士一般養成施設等指定規則

精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一

号)第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士

短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設

等指定規則を次のように定める。

(この省令の趣旨)

第一条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三

十一号)以下「法」という。)第七条第二号若

しくは第三号の規定に基づく学校又は養成施設

(以下「養成施設等」という。)の指定に関する事

は、この省令の定めるところによる。

第二条 前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年

法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこ

れに附設される同法第二百二十四条に規定する専

修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する

各種学校をいう。

(養成課程)

第三条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉

士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精

神保健福祉士一般養成施設等(以下「指定養成

施設等」という。)における養成課程は、昼間

課程、夜間課程及び通信課程とする。

第四条 前項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信

課程は、併せて設けることができる。

第五条 第三条養成施設等について、法第七条第二号又

は第三号の指定を受けようとするときは、その

設置者は、次に掲げる事項(公立の養成施設等

にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)

を記載した申請書を厚生労働大臣(法第七条第

二号又は第三号による養成施設の指定(次条、

第八条第一項及び第十条において「養成施設の

指定」という。)を受けようとする養成施設の

設置者にあつては、その所在地を管轄する都道

府県知事)に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、

名称及び主たる事務所の所在地)

第六条 二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任

又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配

置図及び平面図

## 九 授公用又は演習用の機械器具、模型及び図

書の目録

十 精神科病院、医療法(昭和二十三年法律第

二百五号)に規定する病院若しくは診療所

(精神病床を有するもの又は同法第八条若し

くは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百

二十六号)第四条の二の規定により精神科若

しくは心療内科を担当診療科名として届け出

しているものに限る。)(以下「精神科病院等

といふ。)又は厚生労働大臣が別に定める施

設若しくは事業のうち別表第一又は別表第三

に規定するソーシャルワーク実習(以下「ソ

ーシャルワーク実習」という。)を行うのに

適当なもの(以下「実習施設等」という。)

の概要及び実習指導者の氏名

十一 収支予算及び向こう二年間の財政計画

前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設

における実習を承諾する旨の当該施設の設置者

の承諾書を添えなければならない。

通信課程を設ける養成施設等にあつては、前

二項に規定するものほか、次に掲げる事項を

申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用

する教材を添えなければならない。

二 通信養成を行う地域

前項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信

課程は、併せて設けることができる。

第三条 第三条養成施設等について、法第七条第二号又

は第三号の指定を受けようとするときは、その

設置者は、次に掲げる事項(公立の養成施設等

にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)

を記載した申請書を厚生労働大臣(法第七条第

二号又は第三号による養成施設の指定(次条、

第八条第一項及び第十条において「養成施設の

指定」という。)を受けようとする養成施設の

設置者にあつては、その所在地を管轄する都道

府県知事)に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、

名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任

又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配

置図及び平面図

事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更

があつたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準)

第五条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉

士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲

げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定めるとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当す

るものであること。

イ 次のいずれかに該当する者であることを

入学又は入所の資格とするものであるこ

と。

二 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当す

るものであること。

イ 次のいずれかに該当する者であることを

入学又は入所の資格とするものであるこ

と。

三 別表第一又は別表第三に規定するソーシ

ャルワーク演習(以下「ソーシャルワーク

演習」という。)又は別表第一又は別表第三に

規定するソーシャルワーク演習(専門)

(以下「ソーシャルワーク演習(専門)」)と

いう。)及び別表第一又は別表第三に規定

するソーシャルワーク実習指導(以下「ソ

ーシャルワーク実習指導」という。)を教

授する教員の数は、それぞれ学生二十人に

除く)において法第七条第二号に規定

する基礎科目(2)及び(3)において

基礎科目」という。)を修めて卒業

した者その他その者に準するものとして

精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚

生省令第十一号)以下「施行規則」とい

う。)第一条の二第二項に規定する者

学校教育法に基づく短期大学(修業年

限が三年であるものに限り、同法に基づく

精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚

生省令第十一号)以下「施行規則」とい

う。)第一条の二第二項に規定する者

専門職大学の三年の前期課程を含む。

次条第一号イ(2)において同じ。)に

おいて基礎科目を修めて卒業した者(同

法に基づく専門職大学の前期課程(以下

この号において「専門職大学前期課程」とい

う。)にあつては、修了した者。以

下この号及び次条第一号において同じ。)

(夜間において授業を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準するものとして

施行規則第一条の二第五項に規定する者

であつて、法第七条第四号に規定する指

定施設(以下「指定施設」という。)に

おいて一年以上相談援助の業務に従事し

たもの

## (4) 社会福祉士

修業年限は、六月以上であること。

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以

上であること。

二 別表第一に定める各科目を教授するのに

必要な数の教員を有し、かつ、教員のうち

少なくとも一人は医師であること。

ホ 別表第一又は別表第三に規定するソーシ

ャルワーク演習(以下「ソーシャルワーク

演習」という。)又は別表第一又は別表第三に

規定するソーシャルワーク演習(専門)

(以下「ソーシャルワーク演習(専門)」)と

いう。)及び別表第一又は別表第三に規定

するソーシャルワーク実習指導(以下「ソ

ーシャルワーク実習指導」という。)を教

授する教員の数は、それぞれ学生二十人に

少くとも一人ずつ有すること。

ヘ 別表第二に定める数以上の専任教員を有

し、かつ、専任教員として、次に掲げる者

につき一人以上とすること。

ト 保健康福の原理、ソーシャルワークの理

論と方法(専門)、精神障害リハビリテ

ーション論、精神保健福祉制度論又はソ

ーシャルワーク演習(専門)を教授でき

る者

(1) 教務に関する主任者

(2) 別表第一又は別表第三に規定する精神

保健福祉の原理、ソーシャルワークの理

論と方法(専門)、精神障害リハビリテ

ーション論、精神保健福祉制度論又はソ

ーシャルワーク演習(専門)を教授でき

る者

(3) ソーシャルワーク実習指導又はソーシ

ャルワーク実習を教授できる者

ト ソーシャルワーク演習を教授する教員

は、次に掲げる者のいずれかに該当する者

であること。

(1) 学校教育法に基づく大学(大学院及び

短期大学を含む)又はこれに準ずる教

育施設において、教授、准教授、助教又

は講師として、精神保健福祉士の養成に

係る実習又は演習の指導に関し五年以上

の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課

程又は各種学校の専任教員として、精神

保健福祉士の養成に係る実習又は演習の

指導に関し五年以上の経験を有する者

で二年以上相談援助の業務に従事した

ものとして施行規則第一条の二第八項

に規定する者であつて、指定施設において

二年以上相談援助の業務に従事した

## 九 授公用又は演習用の機械器具、模型及び図

書の目録

十 精神科病院、医療法(昭和二十三年法律第

二百五号)に規定する病院若しくは診療所

(精神病床を有するもの又は同法第八条若し

くは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百

二十六号)第四条の二の規定により精神科若

しくは心療内科を担当診療科名として届け出

しているものに限る。)(以下「精神科病院等

といふ。)又は厚生労働大臣が別に定める施

設若しくは事業のうち別表第一又は別表第三

に規定するソーシャルワーク実習(以下「ソ

ーシャルワーク実習」という。)を行なうものに

限る。)(以下「ソーシャルワーク実習」とい

う。)及び別表第一又は別表第三に規定

するソーシャルワーク実習指導(以下「ソ

ーシャルワーク実習指導」という。)を教

授する教員の数は、それぞれ学生二十人に

少くとも一人ずつ有すること。

ヘ 別表第二に定める数以上の専任教員を有

し、かつ、専任教員として、次に掲げる者

につき一人以上とすること。

ト 保健康福の原理、ソーシャルワークの理

論と方法(専門)、精神障害リハビリテ

ーション論、精神保健福祉制度論又はソ

ーシャルワーク実習(専門)を教授でき

る者

(1) 教務に関する主任者

(2) 別表第一又は別表第三に規定する精神

保健福祉の原理、ソーシャルワークの理

論と方法(専門)、精神障害リハビリテ

ーション論、精神保健福祉制度論又はソ

ーシャルワーク実習(専門)を教授でき

る者

(3) ソーシャルワーク実習指導又はソーシ

ャルワーク実習を教授できる者

ト ソーシャルワーク演習を教授する教員

は、次に掲げる者のいずれかに該当する者

であること。

(1) 学校教育法に基づく大学(大学院及び

短期大学を含む)又はこれに準ずる教

育施設において、教授、准教授、助教又

は講師として、精神保健福祉士の養成に

係る実習又は演習の指導に関し五年以上

の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課

程又は各種学校の専任教員として、精神

保健福祉士の養成に係る実習又は演習の

指導に関し五年以上的経験を有する者

で二年以上相談援助の業務に従事した

ものとして施行規則第一条の二第八項

に規定する者であつて、指定施設において

二年以上相談援助の業務に従事した

ものとして施行規則第一条の二第八項

に規定する者であつて、指定施設において

二年以上相談援助の業務に従事した

(4) 精神保健福祉士の養成に係る実習又は相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(5) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号ト（1）から（4）までのいずれかに該当する者

ソーシャルワーカー実習（専門）、ソーシャルワーカー実習指導又はソーシャルワーカー実習を教授する教員は、ト（1）から（4）までのいずれかに該当する者であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

ヌ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーカー実習及びソーシャルワーカー実習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーカー実習指導を行なうための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーカー実習、ソーシャルワーカー実習（専門）及びソーシャルワーカー実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ル 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ヲ 実習施設等をソーシャルワーカー実習に利用できること。

ワ 実習指導者（実習施設等においてソーシャルワーカー実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事し、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

は、同時に指導を行う学生五人につき一人以上とすること。

ヨ 専任の事務職員を有すること。

タ 管理及び維持經營の方法が確實であること。

レ 入学若しくは入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されおり、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程 次の全てに該当するものであること。

(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼あるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ハ 面接授業の内容は、別表第三に定める科目について、同表に定める時間以上のものであること。

二 面接授業は、精神保健福祉士短期養成施設等が、自ら行い、又は学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、専修学校若しくは各種学校に委託して行うこと。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、學習上の注意等を記入すること。

ヘ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

(ト) 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーカー演習及びソーシャルワーカー演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーカー実習指導を行ったための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーカー演習、ソーシャルワーカー演習（専門）及びソーシャルワーカー実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヌ 事務職員を有すること。ただし、当該事務職員は、通信指導を行う教員を兼ねてはならないこと。

(精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準)  
**第六条** 法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ當該各号に定めるところとする。

一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。

イ 次のいずれかに該当する者であることと。入学又は入所の資格とするものであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第三項で定める者

(2) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第六項に規定する者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第二項に規定する者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者

ハ 前条第一号ハから今までに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準 次の全てに該当するものであること。

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前条第一号ホ、ト、チ、ヲからカまで、タ及びレ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

(報告) 第七条 指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 当該学年度の学年別学生数

二 前学年度における教育実施状況の概要

三 前学年度における教員の異動

四 前学年度の卒業者数

(報告の徴収及び指示)

第八条 厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示を求めることができる。

（指定の取消し）

第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなつたとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。（指定取消しの申請手続）

第十条 指定養成施設等について、厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

### 三 在学中の学生があるときは、その者に対する

## る措置

**第十一條**　(国の設置する学校の特例)  
　　国の設置する学校については、次の表  
　　の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲  
　　げるものは、それと表下欄の字句と読み替  
　　えるものとする。

前条第一項第一号から第三号まで	前条第一項第一号	前条第一項第二号	三号
厚生労働大臣に届け出なければならない	厚生労働大臣に報告しなければならない	厚生労働大臣に通知するものとする	厚生労働大臣に通知するものとする
設置者	指定養成施設等の設置者	の所管大臣	国設置指定学校
厚生労働大臣（養成施設の設置者又は長）	厚生労働大臣（養成施設の設置者又は長）	所管大臣	国設置指定学校
第十 指定養成施設等	第九 指定養成施設等	指示	勧告
厚生労働大臣（養成施設の設置者又は長）	第八 指定養成施設等	第八 指定養成施設等	第九 指定養成施設等
次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の設置者又は長）に提出しなければならない	次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の設置者又は長）に提出しなければならない	所管大臣	国設置指定学校
その所在地を管轄する都道府県知事	その所在地を管轄する都道府県知事	所管大臣	国設置指定学校

**第十一條の二** 都道府県の設置する養成施設の適用除外  
（都道府県の設置する養成施設の適用除外）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五一号）

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 貝(平成二〇年五月一二日厚生労働省令第一〇八号)

**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健

福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置

**第二条** この省令の施行の際に現に指定を受けてい  
る精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一

号) 第七条第二号若しくは第三号に規定する学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第

六十四号) 第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職

業能力開発総合大学校又は養成施設において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得

中の者に係る養成課程については、第二条の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設

等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、な

お従前の例によることができる。

令第一〇三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）  
第五条 学校教育法の一節を改正する法律（平成

第五条 学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二一六号）第五一八

育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十九条第七項の助教授の職にあつた者は、第二条の規定による文三級の精神保健福祉士二豆明義成西

規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規

則（以下「新指定規則」という）第五条第一号ト（1）の規定の適用については、准教授の

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健職にあつた者とみなす。

福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** この省令の施行の際現に指定を受けてい  
る第一条による改正前の精神保健福祉士短期養

**成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定期則**（以下「旧指定規則」という。）第一条に規定する養成施設等において、旧指定規則第一項に規定する精神保健福祉援助実習を教授している者については、新指定規則第五条第一号ト各号の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授することができる。

**第七条** この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定規則第一条第一項に規定する養成施設等において、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助実習の指導を行つて実習指導者として精神保健福祉援助実習を行うことができる。

2 改正法附則第三十六条第六号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に入学し、旧指定規則第一条第七項に規定する要件に該当することとなつた者とする。

**第十三条** 改正法附則第三十六条第七号前段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日前に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に在学し、改正法施行日以後に旧指定規則第一条第八項に規定する要件に該当することとなつた者とする。

2 改正法附則第三十六条第七号後段の厚生労働省令で定める者は、改正法施行日以後に学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校に入学し、旧指定規則第一条第八項に規定する要件に該当することとなつた者とする。

**附 則** (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号) 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号) 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年二月一六日厚生労働省令第一五号)  
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年一月二九日厚生労働省令第七六号)  
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和二年三月六日厚生労働省令第二八号) 抄  
(施行期日)  
1 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
〔第一条中精神保健福祉士法施行規則（以下「施行規則」という。）第二条の改正規定、第

2 三条の規定、第四条中精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令附則第三条及び第四条の改正規定並びに第五条の規定 令和二年四月一日

この省令による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第五条、第六条、別表第一及び別表第三の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用し、当該各号に定める日の前日において現に精神保健福祉士法（以下「法」という。）第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている学校又は養成施設（以下「精神保健福祉士養成施設等」という。）において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお前述の例によることができる。

一 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が三年を超える期間のもの 令和三年四月一日

二 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が二年を超える三年以下の期間のもの 令和四年四月一日

三 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が一年を超える二年以下の期間のもの 令和五年四月一日

四 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が一年以下の期間のもの 令和六年四月一日  
(経過措置)

第四条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二十七号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和二年文部科学省／厚生労働省／令第一号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令による改正前の社会福祉に関する科目を定める省令第一条第十八号若しくは第三条第十五号に規定

第五条	この省令の施行の日以後にこの省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準を満たす精神保健福祉士養成施設等について法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者が指定規則第三条の規定による指定の申請を行うときは、この省令による改正後の指定規則（以下「新指定規則」という。）第三条第一項第十号の規定は、同号の中「別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーカー実習」とあるのは、「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二十八号）第二条による改正前のこの省令別表第一又は別表第三に規定する精神保健福祉援助実習」と読み替えて適用する。	2	前項の規定は、この省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準を満たすものとして法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けた精神保健福祉士養成施設等の設置者が、この省令の施行の日以後にこの省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準に基づき新指定規則第四条第二項の規定により同令第三条第一項第十号に掲げる事項に係る変更の届出を行うときについて、準用する。
第六条	法第七条第二号及び第三号の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新指定規則の規定の適用前ににおいても、新指定規則の規定の例により行うことができる。	（準備行為）	（第五条、第六条関係）

の二分の一を超えない範囲で、その時間数

五 指定施設において一年以上相談援助の業の全部又は一部を免除することができる。

務に従事した後、入学又は入所する者については、ソーシャルワーカー実習指導及びソーシャルワーカー実習は記述してある。

六 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則  
同表第一号<sup>(イ)</sup>は同表第三、社会福祉士介護

別表第一若しくは別表第三  
社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若

学省・厚生労働省(第二号)別表第一若くは別表第三又は社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省・厚生

労働省令第三号) 第一条第二十三号若しくは第三条第十八号に規定するソリシャルワ

ーク実習を履修した者については、精神科病院等以外におけるソーシャルワーカー実習

の実施について、六十時間を超えない範囲で、この表に掲げる時間数の一部を免除す

ことができる。ただし、この場合においても、当該実習は、精神科病院等及び一以

上の施設又は事業で実施するものとする。

	生総定員の区分
三十人まで	専任教員数 3

六十一人から二百人  
まで

百一人以上  
6 + (学生總定員 - 20)  
0) / 50

### 目次表第三（第五条、第六条關係）

精神保健福祉士  
精神保健福祉士  
一般養成施設等

設等  
面印刷実  
面印刷教実

授 接  
に 教  
上 材  
習

授 接  
る授業 材によ 習

業  
業る  
授

学概論 理学と心理的支 九〇 九〇

社会学と社会システム

ム  
会福祉の原理と  
策

四 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研究修設施若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

五 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、ソーシャルワーカー実習指導及びソーシャルワーカー実習は免除するものとする。

六 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉学校指定規則別表第一若しくは別表第三又は社会福祉に関する科目を定める省令第一条第二十三号若しくは第三条第十八号に規定するソーシャルワーカー実習を履修した者については、精神科病院等以外におけるソーシャルワーカー実習の実施について、六十時間を超えない範囲で、この表に掲げる時間数の一部を免除することができる。ただし、この場合においても、当該実習は、精神科病院等及び一以上の施設又は事業で実施するものとする。